

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

(1) 現状

1 地域の自然災害等リスク

【洪水：足利市洪水・土砂災害ハザードマップ】

足利市の「洪水・土砂災害ハザードマップ」(令和6年3月発行)によると市内を流れる渡良瀬川、矢場川、旗川、袋川、松田川等の河川が氾濫した際は、足利商工会議所管内で広域にわたって洪水浸水想定区域に指定されており、最大で5～10m未満の区域が存在し、多大な洪水被害が発生するおそれがある。商工業者へのリスクとしては、精密機器や工場機械等の故障などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。

【土砂災害：足利市洪水・土砂災害ハザードマップ】

足利市の「洪水・土砂災害ハザードマップ」(令和6年3月発行)によると、土砂災害の危険性の高い場所は、市北部に広がる山地部をはじめ、足利商工会議所管内の山地帯へ続く森林と住宅地や農地との境界に数多く存在する。商工業者へのリスクとしては、幹線道路の通行止めによる物流の停滞、復旧の長期化などが想定される。

【地震：地震ハザードステーション(J-SHIS)】

防災科学技術研究所「地震ハザードステーション(J-SHIS)」によると、今後30年以内に本市に震度6弱以上の地震が起こる確率は、市の北部で3%未満、市の南部ではほとんどが6%以上、一部26%以上と予測されている。商工業者へのリスクとしては、復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。また、中心市街地の商店街地区は事業者が密集しており、火災による被害に加え、商店街のにぎわいが失われることによる、販路の縮小や商圏の喪失などのリスクも存在する。

【その他：令和元年東日本台風 足利市の記録】

足利市内の河川は、かつてないほどの水位上昇を記録し、中小河川において複数カ所から溢水や越水が発生し、床上・床下等の住家被災のほか、自動車の水没、農地の冠水、農業用施設の損害、工場をはじめとした商工業施設の冠水、道路や河川その他の公共施設の損傷など、総額88億円を超える被害をもたらした。これまで市内の自然災害としては、昭和22年カスリーン台風以来となる大災害となった。

【感染症】

感染症が流行した場合、以下のようなリスクが想定される。

- 人・モノの移動が滞ることで、生産活動や物流が停滞し、物資の不足が生じる。
- 移動の制限や物資の不足に伴ってサプライチェーンが寸断され、需要の停滞と並行して生産活動が低迷する。
- 対面サービスや耐久財などの需要が急減し、輸出・生産が大幅に減少する。それに伴い、需要と供給が低迷する。
- 従業員や取引先の人の健康が害されるリスクがあるほか、出社や働き方が制限されることで業務に支障が生じる。

【サイバー攻撃】

機密情報の窃取、金銭の獲得、業務の妨害等を狙ったサイバー攻撃が、国内外で常態化するとともに、その手口も巧妙化している。商工業者へのリスクとしては、機密情報や個人情報の流出、精密機器の故障、システム障害による業務停止、取引先からの信用の失墜などが想定される。

2 商工業者の状況

- ・商工業者数／5, 186事業所
- ・小規模事業者数／4, 054事業所（全体の78%が小規模事業者）

【内訳】

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備 考
建設業	500	484	地域内に分布
製造業	941	791	地域内に分布
卸売業・小売業	1,354	895	主に旧市街地に分布
宿泊・飲食サービス業	616	453	旧市街地・山辺地区に分布
その他	1,775	1,431	不動産、金融、運輸等
合 計	5,186	4,054	

(令和3年経済センサス)

3 これまでの取り組み

1) 足利市の取り組み

- ・足利市地域防災計画(令和6年3月改定)、足利市国土強靱化地域計画(令和6年改定)の策定
- ・足利市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・足利市洪水・土砂災害ハザードマップ(令和6年改定)、ため池ハザードマップの作成
- ・各種訓練の実施

2) 足利商工会議所の取り組み

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・防災備品（懐中電灯、非常食、簡易トイレ等）の備蓄
- ・栃木県が実施する災害等調査に関する情報伝達訓練への参加
- ・両毛五市商工会議所（足利市・佐野市・太田市・館林市・桐生市）災害防止連携ワーキンググループ会議への参加

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況（R6年度）

- ・会報誌へリスク対策の必要性、損害保険の概要を掲載 12回
- ・普及啓発セミナーの開催 1回
- ・事業者BCPの策定・見直しに係る指導 1件
- ・事業者BCP策定セミナーの開催 1回

※小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画を便宜上、事業者BCPと記載する。

(2) 課題と対策

【課題】

- ① 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ② 地域の自然災害等リスクについて商工会又は商工会議所、市関係部署との間で十分な議論ができていない。
- ③ 本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行える経営指導員が不足している。

【対策】

- ① 事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や域内事業者へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ② 足利市危機管理課、商業にぎわい課、足利商工会議所で年1回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ③ 保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う経営指導員の不足については、東京海上日動火災保険㈱や中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、職員向けに研修や勉強会等を開催し適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(3) 目標

- ・ 災害等発生した場合には、地域内の会員非会員を問わず商工業の被害状況を迅速に把握するとともに、平時から足利市及び関係機関との情報共有の仕組みを整備することにより、災害時における防災体制の強化を図る。
- ・ 災害等発生時に速やかに支援ができるように、組織内における体制づくり、関係機関との連携体制を職員全員が把握する。
- ・ 地域の事業者を対象に災害等対策に関するセミナーや相談会を開催。足利市が提供するハザードマップを活用し、事業活動に影響を与える災害リスクなどについて認識を高める。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 年2者に対して事業者BCPの策定・見直し支援を行う。
- ② 損害保険加入の取組を5者に対して行う。
- ③ 上記目標達成のため、年1回セミナー、説明会を開催する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和11年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

1) 小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・伴走型補助金等を活用し、市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回経営指導時や窓口相談業務において、ハザードマップなどを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策について説明する。
- ・当所の会報誌「友愛ニュース」をはじめホームページ、facebook、Instagram などにより、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、セミナーなどの周知を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、管内事業者に対し、普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を行う。
- ・管内事業者に対して、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について助言を行う。
- ・事業者BCP策定のためのワークショップを開催する。
- ・事業者BCP策定の際には、栃木県BCP策定支援プロジェクト事業などを活用し個社支援に取り組む。

3) フォローアップ

- ・管内事業者の事業者BCPなどへの取組状況を確認する
- ・専門的な支援が必要な場合は、専門家派遣制度や専門機関と連携し支援を行う。
- ・事業者BCPの策定後3年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練（被災からのシュミレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

5) 関係団体等との連携

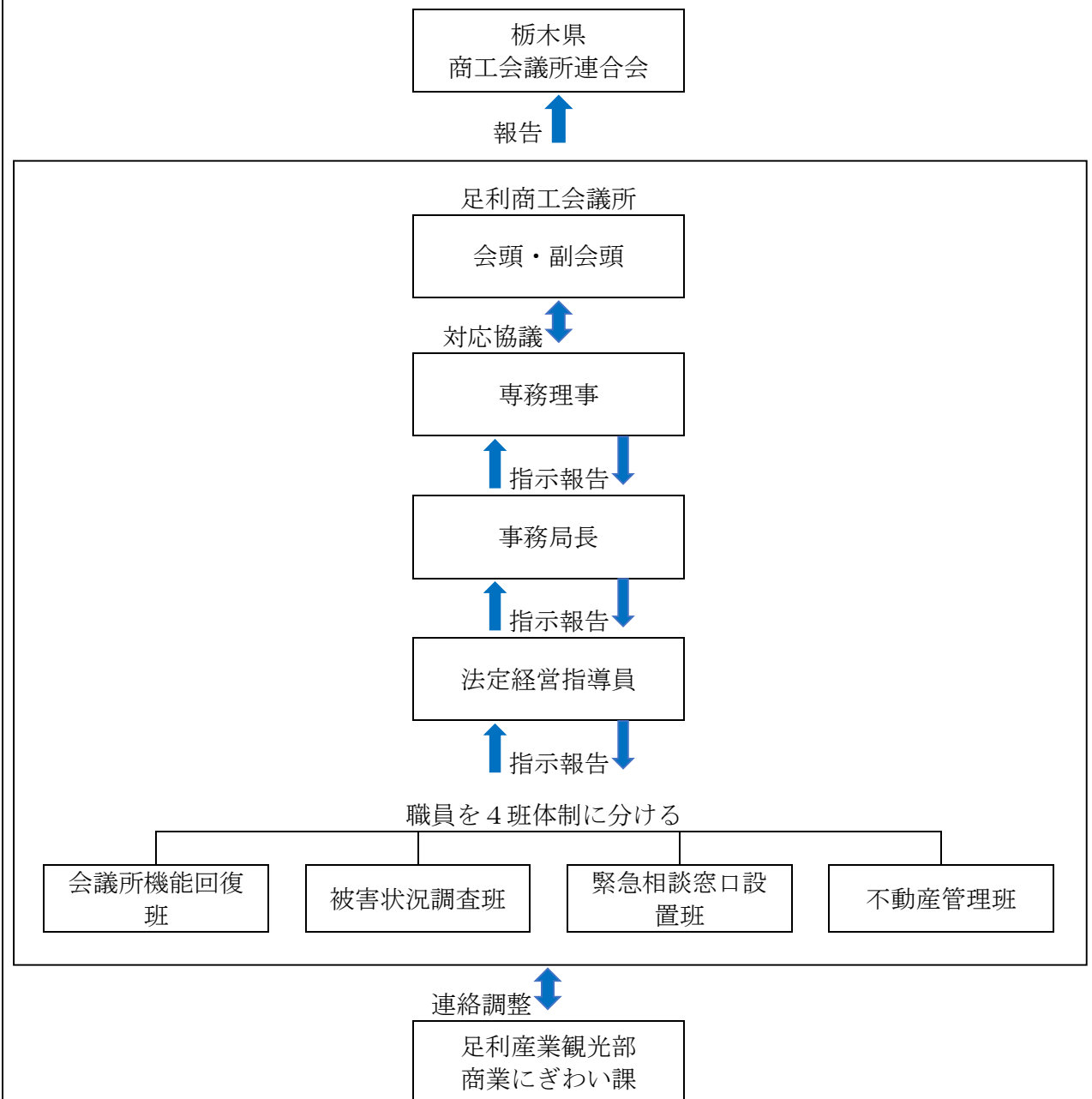
- ・両毛五市商工会議所（足利市・佐野市・太田市・館林市・桐生市）のネットワーク会議において、事業継続計画策定に関する情報交換や研修会を開催する。
- ・栃木県火災共済協同組合、東京海上日動火災保険と連携し、BCP策定の普及啓発セミナーや個別相談会を開催する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

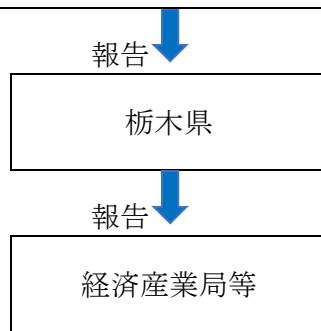
6) 訓練の実施

- ・自然災害（令和元年東日本台風・東日本大震災と同規模）が発生したと仮定し、足利市との連絡ルートを確認などを行う（訓練は必要に応じて実施する）。

(3) リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・事前に風水害等の発生が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。





(4) リスク発生時の対応

I. 大規模災害

大規模災害が発生した場合は、人命安全確保を最優先とし以下の手順で対応する。尚、大規模災害発生の日安は以下の通り

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合
- ・その他：事象にかかわらず、ある事象が発生し、人命にかかわるもしくは恐れがある、または被害が拡大していく緊急事態と判断した場合

1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・事務局長（又はその代行者）は職員の安否確認を実施し、確認結果の取りまとめを行うとともに、安否確認結果をもとに勤務可能な人員の把握を行う。
- ・事務局長（又はその代行者）は、足利市へ被害状況を報告するとともに足利市が把握する被害状況を共有する。

2) 管内事業所の被害状況の確認

- ・足利市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。また、罹災証明申請書に被害状況や被害額の記載欄を設け、被害状況を確認する。
- ・当所は、巡回・電話等により会員事業所の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・足利市と当所は、以下の間隔で被害情報などを共有する。尚、情報共有は、本計画の申請ガイドライン栃木県版で示された実態調査票（様式1）または任意様式を用いて行う。

発生後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1か月	1週間に2回共有する
1か月以降	1週間に1回共有する

4) 被害情報の報告

- ・足利市と当所とで情報を共有した上で、足利市は、栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、当所は、栃木県商工会議所連合会（以下「県連合会」）が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。なお報告は3）と同様の様式で行う。

II. 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。尚、国際的に脅威となる感染症流行の目安は、世界保健機構（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合とする。

1) 感染予防のための取組

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがいなどの徹底を行う。
- ・足利市で取りまとめた「足利市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務やテレワークを導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。
- ・感染症流行時は、当所による感染症対策を行う。

2) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。
- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策などについて事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

3) 管内事業者の被害状況の確認

- ・足利市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当所は、巡回・電話、アンケート調査などにより管内事業者の被害状況を確認する。

4) 被害情報の共有・報告

- ・国や栃木県からの情報や方針に基づき、足利市と当所とで情報を共有した上で、足利市は、栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、当所は、県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

(5) 被害事業者に対する支援

1) 応急対策等の支援

- ・相談窓口の開設方法については、必要に応じて足利市と相談する。
- ・安全性が確認された場所で相談窓口を設置する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国・栃木県・足利市などの施策）を周知する。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受けける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。また、被災状況がわかる写真を残しておくよう指導する。

2) 復旧・復興支援

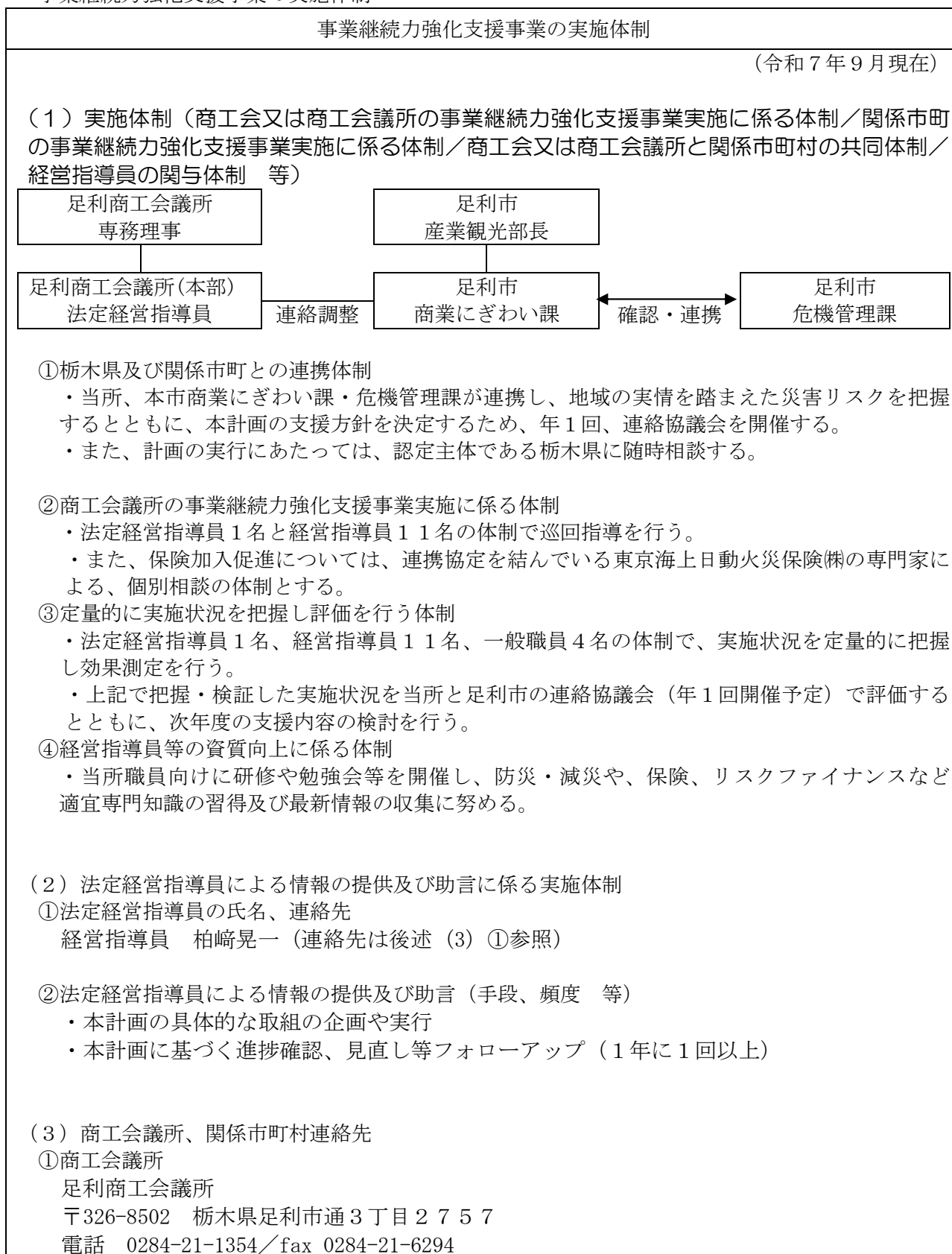
- ・国、栃木県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、栃木県、足利市などの施策）を周知する。
- ・災害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣などを栃木県・県連合会等などに相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



e-mail acci@watv.ne.jp

②関係市町村

足利市役所 産業観光部 商業にぎわい課
〒326-8601 栃木県足利市本城3丁目2145
電話 0284-20-2158/fax 0284-20-2155
e-mail shougyou@city.ashikaga.lg.jp

(4) 被害情報報告先

①栃木県産業労働観光部経営支援課

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号
電話 028-623-3173/fax 028-623-3340
e-mail shienshitsu@pref.tochigi.lg.jp

②栃木県商工会議所連合会

〒320-0806 栃木県宇都宮市中央3丁目1番4号
電話 028-637-3725/fax 028-632-9092
e-mail info@ftcci.or.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じる場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	350	400	350	350	350
・ 専門家派遣 費	150	150	150	150	150
・ セミナー開 催費	100	100	100	100	100
・ 広報費	50	50	50	50	50
・ その他経費	50	100	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、足利市補助金、栃木県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携し

て事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
栃木県火災共済協同組合 理事長 薄井 正明 〒320-0806 栃木県宇都宮市中央3丁目1番4号 県産業会館6階 電話 028-637-3730 / fax 028-651-5110 東京海上日動火災保険株式会社 太田支社 支社長 大久保 隆 〒373-0851 群馬県太田市飯田町1005-2 太田東京海上日動ビル5F 電話 0276-46-4731 / fax 0276-46-4733
連携して実施する事業の内容
①自然災害などのリスクに対応した各種保険・共済制度、事業者BCP関連の損害保険の周知 ②事業者BCPの推進のためのセミナー、個別相談会の開催 ③事業者BCP策定支援
連携して事業を実施する者の役割
①防災に係るセミナー、ワークショップの共同開催及び講師の派遣 ②各種災害リスクに対応した補償や共済加入についての説明 ③事業者BCP策定に関する相談・助言、BCPフォローアップ支援 ④当所職員に対する保険の基礎知識の提供
連携体制図等